

【件名】

公園の犬入場禁止について

【内容】

鎌倉に二十年以上在住している市民です。先日、近くの公園に突然張り出された「街区公園には犬を連れてこないで下さい！」という張り紙について質問いたします。

以下の質問について公園課からの回答のみならず、市長としての見解をぜひ伺いたくお願い申し上げます。

1. 今回の禁止決定の経緯
2. 今回の禁止の法的根拠
3. 今回の禁止措置は暫定的なもの、恒久的なもの、いずれと考えているか
4. 地方公務員法に正当な理由がない限り公共の施設（公園含む）の使用を制限してはならないとあるが、それと今回の禁止の解釈をどうされているのか。

【回答】

まず、市内の街区公園（地域住民にとって身近な小規模な公園）では、犬を連れての来園をお断りしております。これは、小さなお子さんや高齢者の利用が中心となることから、小規模な公園での安全確保対策として実施しているもので、公園の利用にあたり、皆様にご協力をお願いしているところです。

看板の設置につきましては、利用者からご要望があった公園を中心に設置している状況であり、周知が遅れたことにより、ご迷惑をおかけして大変申しわけございませんでした。これからも、多くの市民の皆さまが、安全で安心して公園を利用することができますよう周知に努めてまいりますので、ご協力いただければ幸いです。

最後になりますが、市内には、リード付きで入場可能な大規模公園等もございますので、そちらのご利用も検討いただきたく思います。

なお、4つのご質問の回答につきましては、次のとおりでございます。

1 今回の禁止の法的根拠

都市公園法第十八条第一項（条例又は政令で規定する事項）（抄）

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

鎌倉市都市公園条例第3条第1項第10号（行為の禁止）（抄）

第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(10) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

2 今回の禁止決定の経緯

街区公園は、お子さんや高齢者のご利用が多く、犬が苦手、恐怖心をお持ちの方々に対して、十分な離隔距離を確保することができず、安全性を担保することが困難であるため、街区公園内へ

犬を連れて来られる行為は、鎌倉市都市公園条例第3条第1項第10号の「都市公園の管理に支障がある行為をすること」に該当しますので、以前から犬を連れてのご来場をご遠慮いただく周知を鎌倉市ホームページや設置の要望がありました公園に看板を設置させていただき周知をはかってきております。

(鎌倉市HP：公園ご利用にあたってのお願い・リード付きで入場可能な公園等)

URL：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koen/kouensyukai.html>

3 今回の禁止措置は暫定的なもの、恒久的なもの、いずれと考えているか。

恒久的なものです。

4 地方公務員法に正当な理由がない限り公共の施設（公園含む）の使用を制限してはならないとあるが、それと今回の禁止の解釈をどうされているのか。

街区公園内へ犬を連れて来られる行為は、鎌倉市都市公園条例第3条第1項第10号の「都市公園の管理に支障がある行為をすること。」に該当しますので、使用を制限させていただいております。

平成29年4月26日対応／回答